

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 平成24年5月25日（金）  
午後2時30分から午後4時30分
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 刑事部部総括裁判官 野口卓志  
(司会)  
同 刑事部裁判官 飯塚隆彦  
鳥取地方検察庁 検 察 官 田畑光行  
鳥取県弁護士会 弁 護 士 房安強  
裁判員等経験者①（裁判員，男性）  
裁判員等経験者②（裁判員，男性）  
裁判員等経験者③（補充裁判員，女性）

### 4 議事内容

#### ○司会者（野口裁判官）

裁判員制度が始まりまして、最近、ちょうど3年がたったところです。鳥取地方裁判所でも、これまでに9回、裁判員裁判が行われました。

本日は裁判員、それから補充裁判員を経験された皆様から、裁判員裁判に参加した率直なご感想やご意見などをお話しいただいて、これを今後の運用に生かすとともに、国民の皆様にもお伝えすることによって、これからの裁判員裁判に参加される方の不安、負担感などを少しでも軽くできたらと思って、この会を開かせていただきました。限られた時間ですが、皆様の率直なご意見ご感想などをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日は、検察庁、弁護士会、裁判所からも1名ずつ参加しております。まず、田畑検察官から自己紹介をお願いいたします。

#### ○田畑検察官

鳥取地検の検事の田畑と申します。本日はお忙しい中、意見交換会に参加していただき、本当にありがとうございます。

先ほど野口裁判官から、裁判員制度施行後3年を経過して、鳥取地裁で9件の裁判員裁判が行われたというお話がありましたが、手元の資料によりますと、この間、殺人とか放火、あるいは強制わいせつ致傷というような、非常にバリエーションに富む犯罪名の中で、問題となった争点につきましても、被告人の刑をどの程度にすべきかという量刑の問題とか、あるいは被告人に責任能力があったのかといったことや、そもそも被告人が犯人なのかどうかというような、そういう事実認定の問題を含む非常に難しい判断を、裁判員等経験者の皆様方にはお願いしているところがあります。

恐らく、裁判員制度の究極の理想といたしますのは、やはりこういった難しい判断に、刑事司法というものを通じて、市民の皆様にかかわっていただき、判断をしていただくことによって、最終的には、究極的にはやはり、市民の皆様が協力し合って、社会全体で犯罪のない社会を作り上げていこうというところにあるのだと思います。

そのためには、我々法律家は、皆様方の貴重なご意見をいただきながら、今後ともこの制度を改善していつて、より一層社会に根づかせていきたいというふうに考えておりますので、本日は短い時間ですけれども、よろしく願いいたします。以上です。

○司会者（野口裁判官）

続きまして、房安弁護士、お願いいたします。

○房安弁護士

弁護士の房安と申します。

先ほど田畑検事がおっしゃったように、鳥取地裁で9件の裁判員裁判が行われております。弁護士会の中では、鳥取市内の弁護士、おおよそ一回りしたかなという程度のものにして、大体1人が1件経験しているかというところです。

私自身は2件経験したのですが、その際に印象に残っていますのは、裁判員の方々の真剣なまなざしと、それからの的確な質問と、よく証拠を見ているなというのが率直な感想でした。

その中でも、全国的にも言われていることなのですが、先頃の新聞等でもありましたが、弁護人の主張が分かりにくいとか、そういう弁護人の分かりにくさと、やっていることの分かりにくさというのが言われております。これについては、弁護士として、今後改善していくべく、努力していかなくてはならないとは思っております。

ただ、これまで、裁判員の方たちから直接に、質問を聞く、お話を聞く、感想を聞くというような機会がなかったものですから、この度は、弁護士にとっても非常にいい機会なのではないかと思っております。ぜひ率直な意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○司会者（野口裁判官）

最後に飯塚裁判官、お願いします。

○飯塚裁判官

裁判官の飯塚です。本日はお忙しい中お越しいただき、どうもありがとうございます。

事件のときには、短い期間ではありましたが、真剣に取り組んでいただいて、いろいろな意見を言っていただいて、充実した審理ができたなと感じております。

今回、この意見交換会に向けて、過去の事件の資料を見返したりしましたが、実際に一緒に裁判をされた方と再会すると、事件の資料を見返すよりも、審理や評議の内容が思い出される状況でして、不思議な印象を感じております。

今日の意見交換会ですけれども、先ほどから皆様が言われておられますように、裁判員裁判の今後の在り方を考えていく上で、経験された皆さんの意見を、今後の刑事裁判、裁判員裁判に生かしていきたいと思っており、そのためにも、様々な意

見を言っていたきたいと思っています。

当然その中には、裁判所や、裁判所を始めとする当事者、法曹関係に対する苦言などもあるかもしれませんが、今後の参考にしたいと思いますので、忌憚のない意見をぜひ言っていただければと思っております。

今日は一日、どうぞよろしくお願いします。

○司会者（野口裁判官）

それでは、早速話の内容に入りたいと思います。

テーマとしては、大きく分けて三つ考えております。一つ目のテーマは、裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象をお話したいなど。

それから二つ目ですが、具体的な裁判手続ですね、つまり、証拠調べなどをして、それから評議などの話し合いをして、それから判決という、そういう裁判手続のそれぞれの段階に応じた具体的な在り方についても、ご意見をお聞きできたらと思っております。

それから三つ目は、これから裁判員となられる方へのメッセージや、あるいは裁判所への提言等についてお話ししたいというふうに思っております。

では、一つ目のテーマである裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象などについて、ご意見をいただきたいと思います。

実際の裁判員裁判のときもそうだったのですが、この会を進めるに当たっては、裁判員等経験者の方を番号でお呼びさせていただきたいと思います。裁判員等経験者の①番さんと言わせていただきますが、①番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者①

裁判員裁判が終わったときにも、記者会見がありまして、そのときと重複するかもしれませんが、裁判員候補に選ばれたときには、たくさんおるから、まず選ばれることはなかろうというような感じで、安易に考えておりましたけれども、呼出状が来て、当日、裁判員に選ばれてしまいまして、任命されたときには、ああと思って、これは重い責任だなというのがまず実感でした。でも、まあ、選ばれたからに

は、やらないけんなという思いが強くなりまして、腹を据えて参加させていただきましたけれども、辞退するところの理由に、70歳以上というような文がありました。それで、私は70歳まであと3年以上あるんですけれども、やはり年を召された方には、これはちょっときついなというのが、終わったときの実感でした。

やはり、余り知識のない者が、こういったところの中に溶け込んでいって、入って、それも、公判前整理手続ですか、そういうのがよくなされておったおかげで、審理が意外と溶け込みやすく、裁判の中に溶け込みやすく入れたようには思いましたけれども、中に入ってからの日一日は、何かやはり、重く、何かストレスのたまるような毎日でした。

大体総括して、そんなようなところですよ、私のほうは。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。詳しくはまた後でお願いいたします。

②番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者②

全般的な感想ではないと思いますが、ちょっと予習してたもんですから、2点。

1点は、裁判員になるというのは、やはり、務めるというのは、国民の義務だと思っておりますので、今回このような形で出席するのも、国民の義務だと思っておりますので、今日は出席をして、もしお尋ねの点がありましたら、具体的なことはここで話をしたいと思っております。

2点目は、個別性と一般性と、ちょっと難しい言葉を使いますが、私が参加した裁判というものは、私一人の個別性なわけですね。その個別性で受けた印象や感想というものをここで述べていくわけですが、私はそのとき、ちょっと躊躇、ためらいがありまして、それは、じゃ裁判一般に普遍的に還元できるのかという、それが一般性と私は言っているのですが、例えば私には、頭の中に具体的な問題点

が幾つかあるんですけれども、今それは、後でまた意見が求められればお話ししたいと思いますが、それはもしかしたら、私だけの、私が参加した裁判にだけ適用される個別性かもしれない。だから、それをどの程度までお話をすることが、いわゆる意見交換会における意義である普遍性、一般性にまで昇華できるのかというのが、ちょっと私、今疑問でして、その辺の判断を、司会者の方に後ほどお教えをいただきたいとは思っております。

以上2点です。

○司会者（野口裁判官）

早速、お話があったので、ちょっと私なりの考えを申し上げます。

このような意見交換会の開催は、鳥取地裁では初めてなのですが、各地の裁判所で、いろいろな形でご意見を伺っており、経験者の方に、いろいろな立場でお話いただいています。それこそ本当に正反対の意見も、いろいろな方から出ている。そういういろいろな意見が出ている中で、まさに個別的な意見こそが説得力を持つのかなと思っております、そういう感じで、要は気にせずに個人的な感想をお話しいただければ、どんどん遠慮なくおっしゃっていただければいいと思っております。

それでは、③番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者③

お受けいたしましたのは、本当に軽い気持ちでお受けさせていただきまして、当日、評議する皆さんの中の一員として、何日かご一緒させていただいて、一つのものに関して、いろいろな物の見方があるんだなということを本当に実感しました。本当、軽い気持ちで参加させていただいて、意見を述べさせていただいたのですけれども、その一言一言が、当事者に関しては、人生を左右する大きなことになってしまうんだということを本当に実感しながらの一日一日を送らせてもらいました。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

そうですね、③番さんもおっしゃいましたけれども、こういう裁判員の職務の重さというか、精神的な負担感ですね、「裁く。」と。そのあたり、どのように受け止められて、自分なりにはどう考えられて。

○裁判員等経験者③

裁判する、被告人が、若い人だったものですから、つい、私らと同じような年代のおばちゃんたちもたくさんいらして、息子みたいだなと、息子を裁くのはきついよねと言いながら、裁きました。裁きましたというか、話し合って、本当に本当に、この人の将来は、このままだめになってしまうんじゃないくて、本当に更生していけばいいよねという形で、じゃどうすればいいだろうか、どんなことができるだろうか、私たちにというようなことを話すことができました。それは、多少は、打ち明けてもらったと思います。

○司会者（野口裁判官）

重くて大変で、もうえらいわ（しんどいわ）というのか、それとも、重いけれども、自分なりの充実感を感じるというのか、そのあたりはどうですか。

○裁判員等経験者③

そうですね、ええ。それは重いです。重いですがけれども、やはり、重いからこそ、本当に、よりよく、この人のために、よくしてあげるために、どうすればいいかなということを、少しでも少しでもというふうな気持ちが働きました。

○司会者（野口裁判官）

そういうような感じ方、①番さんではどうでしょうか。

○裁判員等経験者①

私も、こういったのがなかったら、余り新聞の社会面も見ないんですけども、最近では社会面で、裁判員裁判の記事をよく見まして、何か、私らの裁判しておるときに、ちょっと後ぐらいに、検察が10年を求刑しておるのに、裁判員制度では15年という重い判決の裁判員裁判がありました。それで、ああ、こういうこともあるんだとか、それから、子供2人を部屋の中へ閉じ込めて殺しちゃった若い主婦

の方が、初犯、初めての刑ですけれども、何か有期刑の一番きつい30年というような事例を見まして、ああ、私らがやった量刑は、これでよかったのかなと思ったりして、いろいろ悩みました。

○司会者（野口裁判官）

②番さん、そういう責任の重さとか、あるいは終わった後、振り返って見られるとか、その辺はいかがですか。

○裁判員等経験者②

そうですね、この意見交換会に出席するということが決まったときに、ちょうど裁判員制度が始まって3年ということで、新聞報道がされていまして、意識的に丹念に読んだんですが、そのときに踊っている活字は、責任の重さというんですか、それがうたわれていましたけれども、私は正直、責任の重さを感じませんでしたね。

それは無責任という意味ではなくて、もしこれが本当に殺人事件とか、そういうものであれば、つまり犯罪のレベルに応じて、やはり責任の重さは、バランスが取れていくんではないかと思って、たまたま私が接したケースは殺人事件ではありまんで、いわゆる一般によくある事件でしたので、それほどの責任の重さ、世間で言うところの責任の重さは、正直全然感じませんでした。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

それでは、感想の話から、もうちょっと裁判の中身のほうの話に入っていきたいと思います。

具体的には、裁判の手續としては、まず最初に選任手續で、たくさんの方にお越しいただいて、その中から裁判員をしていただく方を決める。決まった後は、裁判の法廷を開いて、そこでいろいろな主張を聞いたり、あるいは証拠調べを行って聞いたり、それが終わった後で、評議室で評議をして、判決を言い渡すと、そういう流れに至るわけですが、まずこの中で一番時間をかけて行ったのが、証拠調べだと



思いますので、そのあたり、多分、検察官、弁護士も関心あるところだと思いますので聞いてみたいと思うのですが。

特に証拠調べというのも、初めは多分、証拠書類ですね、書面を検察官が読み上げるのがまずあると。そういうことをやった後で、いよいよ証人尋問と。証人の方に来ていただいて話を聞く、あるいは被告人に質問して直接に話を聞くと、そういうような流れだと思うのですが、こちらとして一番気になるのは、どれぐらい分かりやすかったかな、分かりにくかったのかなというのが気になるところなのですね。

裁判員の方に分かっていただくにはどうすればいいのか、というあたりにとても関心があるので、分かりやすかったなとか、あるいは逆に頭に入りにくかったなとか、そのあたりのご意見をお聞かせいただけたらと思うのですが、まず早速、①番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者①

証拠調べのほうは、私が参加させていただいた裁判では、ほとんど専門官の人でしたから、警察官だとか、それから科捜研の人だとか、それから大学の准教授だとかというような方で、特にDNA型鑑定のあれがありましたけれども、そういった人のあれは、専門官の人の証言でしたから、分かりやすかったように思います。

○司会者（野口裁判官）

逆に、専門的過ぎて、専門用語が難しかったとか、そういうことはなかったですか。

○裁判員等経験者①

いえ、それはあるんですけども、DNA型鑑定なんかも、やはりいろいろ器械のあれ、何かよう覚えんぐらいの難しいあれで、頭がこんがらがるんですけど、流れとしてのあれは、時間のあれで、すすすすっす、30分か40分の説明でしたから、こうだなというような感じぐらいに進んじやいましたけれども。

○司会者（野口裁判官）

②番さんはいかがですか。

○裁判員等経験者②

証拠調べの分かりやすさというのはですか。

○司会者（野口裁判官）

はい、まず、その点についてはどうですか。

○裁判員等経験者②

そちらにいらっしゃる裁判官の方初め、3人の説明の仕方は大変分かりやすかったです。本当に全く、これはリップサービスではなくて、大変分かりやすかったです。

しかし、私はそれとは違う意見を持っておりまして、違う意見というのは全然違う内容。抽選に選ばれて、すぐに部屋に入ってきて、1時間半ぐらいでしたかね、昼食を取るまでの間に。そしてもう、いきなり1時から法廷に出るわけですね。ですから、私はそのときに、1時間ちょっとの時間のときに、証拠の文書を読んだんですけれども、二、三の点で、やはり誤解、誤認をいたしました。その誤解、誤認を引きずったまま法廷に臨みまして、それが、少なくとも初日の法廷では、私の誤解は解けないまま、つまり誤認したまま、2日目、3日目を過ごしました。

私は、だから個別性と一般性と先ほど申したのは、できれば裁判員に選ばれた翌日に法廷に出るような制度運営はできないんだろうかと。そうすれば、かなり事件の内容とか背景とか、そういうものが分かるんじゃないかと。

例えば、具体的に言いますと、ただ守秘義務の関係上で、ちょっと私、全然違う話題に変えますけれども、例えば、サッカー場でサッカーの試合が行われているときに事件が起きたとしますと、当然サッカーに関係しているんだなと私は思うわけですね、その事件を。そんなふうにとらえたんですけれども、実際は全然サッカーの試合でも何でもなかった、ただ犯行現場がサッカーが行われているサッカー場だったというだけでして、私は、サッカー場のサッカーで行われておる事柄が、今回の事件に関係しておるんだろうと、こう発想を立てたんですけれども、そうじゃないということがやっと、3日目か4日目ぐらいに分かりましてね。だから、そういうことは前もって、やはり、もしインフォメーションとして伝えられたならば、少

なくともそういう誤解や誤認は早く解けるのではなかろうかと。

ですから、私の結論は、制度面の運用の仕方は私には分からないんですが、翌日に法廷に出るというようなことができないんだらうかと。少なくとも4時間ぐらい、午後、例えば私の場合だったら、10時半ぐらいから審理を始めると思いますから、お昼ご飯を挟んで、例えば昼の3時ぐらいまでは、前の準備の説明をしていただくという、そういう時間があつたら、よりいいんじゃないかと思います。

○司会者（野口裁判官）

つまり、選ばれてから実際の法廷に入るまでが早過ぎて、だけれども、その間にしたかったというのは、もうちょっと、どういうことの説明が欲しかったということになるんですか。

○裁判員等経験者②

もうちょっとレクチャーの時間があつたならば、もしかしたら私が思った疑問は、一部氷解したかもしれないと思います。

○司会者（野口裁判官）

そういうレクチャーの時間があればということですか。

③番さん、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者③

私たちの話しするのは、犯人の量刑を決めるだけというような感じでしたので、証拠というものは本当分かりやすく説明していただきましたし、判断はしやすかったと思います。

○司会者（野口裁判官）

証拠書類の読み上げと、それから、実際に出てきた証人の話を聞くという、そういう2種類の証拠の受け止め方、受ける感じというのは、違うものですか。

○裁判員等経験者③

でも、大体一致しました。余り異論もなかったですし、そのときにも。

○司会者（野口裁判官）

証拠が多過ぎるなとか、少な過ぎるなとかいうあたりはいかがですか。

○裁判員等経験者③

それ以上は無理かなと思うぐらいあります。ただそれが、犯人がどういう心情でそれを行動したかということに関しては、証拠で判断するのも非常に難しいので、悩みました、どうなんだろうなと。

○司会者（野口裁判官）

それは、被告人の内心のことだからということですか。

○裁判員等経験者③

はい、そうです。目立つためにしたのかなとか、そこら辺は。

○司会者（野口裁判官）

言葉が難し過ぎたとか、そんなことはないですか。

○裁判員等経験者③

ええ、非常にそれを恐れていたんですけれども、きっと難しい言葉を並べられるんだろうなと思って、構えてはいたんですけれども、予備段階で、裁判の現場に入るまでの私たちの部屋でお話を聞くときには、すごく分かりやすくお話ししてくださいましたものですから、理解できました。できないところは質問しました。

○司会者（野口裁判官）

分かりました。

じゃ、証拠調べに関して、検察官はいかがですか。よろしければ、ご質問等を。

○田畑検察官

証拠を大きく分けますと、供述調書とか捜査報告書、そういったたぐいの、いわば、我々が書証と呼んでいる書面での証拠と、もう一つはやはり、証人に証言してもらうという、人証とっておりますけれども、大きく二つに分けられておりまして、我々としても、この二つをどういう配分で、どういう重きを置いて提示していくのかというのは、今でもちょっと解決していない問題ではあると思うのですが、一応、これまでの我々の考え方としては、やはり裁判で本当に問題となっている、

争点というふうに我々は呼んでいますけれども、この争点については、単に字面だけではなくて、実際に当該事実を体験した証人とか、当該事項を鑑定した専門家に、実際に法廷で生の言葉でしゃべっていただくという形で、やはり証人という形にするのが望ましいのかなと。

逆に言うと、そういった争点にはなっていない、周辺事情といたらあれですけども、争点を判断するための事情についてまで、すべて証人という形にしてしまうと、かえってめり張りがなくなってしまうのではないかと。そういった重要性の度合いから、書証と人証という形で分けてやっているのですけれども、その点について、裁判員等になられた方々の率直な感想として、もっと書証の割合を増やしたらいいのじゃないかとか、もっと人証の割合を増やしたらいいのじゃないかというようなところで、どのようなお考えでおられるのか、ちょっと拝聴したいと思っています。

○司会者（野口裁判官）

①番さん、書証と証人の配分について、どのようにお考えですか。

○裁判員等経験者①

書証のほうのは、検察官が犯人と直接あれして、調べていって、その矛盾点などを探っていくんだろうと思いますけれども、そこの中にあって、検察官のやはり、犯人の方からの供述を上手に引き出していって、動かぬものを調書にされていくんだろうと思いますけれども、やはり、物を使った……うーん、警察の方とか、科学捜査研究所ですか、そういったところが、そのものを、あるものを使って、衣類についた血痕とか、そういうのを調べていったような方法が、私には納得のいく方法で、分かりやすかったです。物的証拠ですか、そういった方法が。だから、そういったもののほうを厚めにしてもらおうほうが、私らみたいな素人には、審理が分かりやすいなとは思いました、個人的には。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

②番さん、いかがですか。

○裁判員等経験者②

そうですね、文書によるものと証人によるものとは、事件によってケース・バイ・ケースだと思いますので、私は今回は全く異議がありませんでしたね。

それよりも、どこで言ったらいいのか分からないから、私の持ち駒の全部なんですけれども、これで。弁護側の方にも関係するんですけれども、争うという、争点というんですか、争われていないところ、あるいは弁護側が争っていないところですね。私には、その争っていないところの中に、私が今回の事件に関しては、非常に重要なものが隠れておると思っていたわけですね。でも、弁護側が争わないわけですね。

で、私は裁判官の方にお尋ねしました、争っていないところのことは、裁判員の審理の中に入れていいんだろうかというご質問をしましたら、私の質問の仕方が、今のような明快な質問じゃありませんでしたので、明快な答えが返ってこなかったんですけれども、要するに、私の今こうして言いたいことは、裁判員の審理において、争われていないこと、あるいは争われていないとかいるとかという以外の分野の中に、私にとってはキーになるような事件の核心性がある場合に、それを裁判の中で、何というんですか、審理していいのかどうかというその判断が、今日現在も私、分かりませんですね。

現に、私が思っている具体的な二、三の点に関しては、証拠文書の中はうやむやになっているわけですね、検察側の文書もうやむやになっているわけです。ですから、先ほどこちよつと言いましたように、これもやはり被害者に不利になることだったから、うやむやにしているのかなと、つまり。なぜそれを弁護側は追及しないのかなと思って、正直なところ、弁護側の、僕は公平・中立でなきゃいけないというのが、非常に保守的な人間ですから、こだわったんですけれども、だから、弁護側の方々の、今回の裁判においては、弁護側の方々の力量というんですか、熱意というんですか、それによって随分違ってくるなということが、私はひしひしと認識い

たしました。

失礼ながら、やはり、今回、国選弁護人の方でしたので、やはり熱意が著しく欠けていたなど。それがやはり、そういう争いの、私のような素人でも、ここを攻めていけばもっと主張できるのに、何にもそれを触れないというのが、やはり弁護側の怠慢だなど、私は非常に思いました。公平・中立という意味で思いました。

○司会者（野口裁判官）

非常に大事な裁判の核心に迫るご意見だと思います。ありがとうございます。

③番さん、証拠調べの、証人、書証の関係はいかがですか。

○裁判員等経験者③

私が担当した裁判では、証人として呼び出した方がいらっしゃらなかったというような裁判だったもので、これはちょっと問題だなど、そこでちょっと気の毒だったなどと思うんですけども、やはり物的証拠、①番さんがおっしゃったように、物的証拠があれば、すごく分かりやすいですね。

人的、人が、証人がいらしてお話しくだされば、それは、でもそれは、人間ですから、心情もいろいろございますから、かばう気持ちがあって、いろいろ変わってくるかと思いますが、やはり物的証拠のほうをもう少し、書類証拠ですかね、もう少しあったほうがいいと私も思いました。

○司会者（野口裁判官）

証拠でも、供述証拠についてはどうでしょう。供述証拠の調べ方には二つありまして、実際に証人尋問で、ご本人に来ていただいてお話しするという方法と、もう一つは、裁判する前に警察なり検察官がその方に話を聞いて、聞き取って書き取った供述調書ですね。供述証拠の中でも、そういう、証人なのか、まとめた供述調書なのか、どちらで裁判に出すのがいいのかなと。そういう点に問題を絞ると、どちらがいいかお考えがありますか。

○裁判員等経験者③

どっちも大切ですけども……現実……

○司会者（野口裁判官）

ご本人に聞いたほうが、やはり分かりやすいなとか、そういったことがあるかどうかという点ではどうですか。

○裁判員等経験者③

どうなのでしょう、分かりやすいのは、やはりご本人に聞いたほうが一番……と思います。

○司会者（野口裁判官）

検察官、一通りお聞きしましたけれども。

○田畑検察官

はい。

○司会者（野口裁判官）

じゃ、房安弁護士、お願いいたします。

○房安弁護士

私も、特に被告人について、供述調書と被告人質問で直接話を聞くのかという点について、非常に関心を持っております。

恐らく皆さんが経験された裁判でも、被告人質問は証拠調べの最後のほうでされたのではないかと思います。恐らくその前に、被告人の供述調書が読み上げられたのではないかと思います。

それで、供述調書の読み上げを、被告人の質問の前にやるのか、もしくは、そもそも必要ないのではないかという、そこら辺については、いろいろと考え方が、実務家の間でもあるところだとは思いますが、ぜひ皆さんにお聞きしたいのは、恐らく皆さんの裁判でなされた、供述調書を読み上げてから、多分補充的にですかね、かどうか分かりませんが、その後に被告人質問がなされた、この順序でなされたということについて、やはり最初から被告人の話を直に聞いたかったのか、もしくは調書で、捜査段階で検察官や警察官が作った調書を一旦読み聞かせてもらってから、被告人質問するのがよかったのかと。そこら辺について、ぜひ感想、意見をお



聞きしたいと思います。

○司会者（野口裁判官）

①番さん，いかがですか。被告人の話を，言い分を聞くのに，調書から入るのか，それとも直接被告人の話を聞くのかというあたりについてですが。

○裁判員等経験者①

私は，調書のほうから先に入ったほうが良いと思うんですけども，私どものやった裁判，あくまでも，関連性でいって，一つの事件が起きて，それを調べておいたら，また違うことが出てきて，ぼろぼろ出てきて，それで，次が何々と，芋づる式に出るような事件でして，それで，どれをまず整理していって，どれから話していったらいいもんかなというのが，最初にはその……あれです，調書を前へといっても，どれがテーマで，どここのところからいこうかというのに悩む事件でして，複数の罪名のある事件でしたもんですから，やはり順序よくそれは，供述調書ですか，そういったもので読み上げられていって，どれが主従かというのは，されていたほうが，私は個人には分かりやすいような気がします。

○房安弁護士

皆さんの事件，どういう事件か，私は細かく把握しているわけではないのですが，あくまでこれは，弁護人側としての問題意識なのですが，供述調書というのは捜査機関が作ったものであって，どうしても捜査側のバイアスというのがかかってしまうんじゃないかという懸念が，弁護的な立場ではあるわけです。ですので，そういう懸念があるのでしたら，そもそも最初に被告人の生の声を聞いてみるほうが筋じゃないかと。裁判において，被告人の言い分を聞くというのは必須なわけですから，その言い分が，捜査側の作った資料で最初に出てしまうということではなく，直に聞いたほうがいいんじゃないかと，そういう問題意識についてですが。

○裁判員等経験者①

そういう問題ですか。そのほうの，ちょっと言い方が私，悪かったんですけども，流れとしては，私らみたいな素人には，やはり調書で流れで説明されたほう

が分かりやすいです。被告人がすぐ直でやられて、どうのこうのというよりも、調書になって、事件内容、概要、ばんばんばん述べて、書かれてされたほうが、のみ込みやすいような気がします。私は、個人的にはね。

○司会者（野口裁判官）

その点について、②番さん、いかがですか。

○裁判員等経験者②

今おっしゃっている意味が、もうひとつつかめないんですけれども、前がいいのか後がいいのかという理由は、今言いました、バイアスがかかっておるとというのが理由ですか。問題提起。

○房安弁護士

それは事件によってだと思いますが、そうですね、被告人の言い分が、特に犯人性を争うとかも含めて、そういうふうな事件の場合はなおさらだと思うんですが、被告人の話を直に聞いたほうが、言い分を聞いたということになるんじゃないかという問題意識もあるわけです。

○裁判員等経験者②

……まだ、素人でよく分からん……最初に、何というんですかね、最初の調書の名前を何というのか、ちょっと……

○飯塚裁判官

冒頭陳述ですか、それとも……

○裁判員等経験者②

一番最初に書類がありましたね。

○飯塚裁判官

検察官が読まれるものですか。

○裁判員等経験者②

はい。

○飯塚裁判官

起訴状の次に読まれるものですか。冒頭陳述だと思います。

○裁判員等経験者②

それがあるわけですから、何というか、要するに、結論は、やはり被告人は後のほうがいいと思いますけれども、やはり、全体のあらましを文書という形で見ない限り、質問ができないんじゃないかと私は思いますけれども。それは、被告、原告にかかわらず。いきなりと言われると、ケース・バイ・ケースかもしれません、なかなか質問がしにくい、質問はどういう質問をしたらいいのだろうかという、前知識としてのインフォメーションが、やはり不足するんじゃないでしょうか。

○房安弁護士

前知識としてのインフォメーションも含めて、流れに沿って質問していくということなのですからね、まず。

それで、供述調書については必要なければ、証拠としては不要となりますし、特に検察官が、それでもこの証拠については、供述調書については証拠にしてくれというのでしたら、また別途証拠になるかもしれないということだと思います。

○裁判員等経験者②

私のケースで、私だけのことでいいますと、バイアスという意味では、全然心配要らないというか、私は、ああ、バイアスをかけているなということを、やはり察知しましたですね。検察側のこの調書には、それは当たり前ですよ。だったら、その分だけ差し引いて、私は読みましたけれども。

ですから、そういう意味でも、必要な、最初はやはり文書のほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

○房安弁護士

そういう、②番さんのように、バイアスが察知できるという方であれば……

○裁判員等経験者②

いや、察知できるって、そんな偉そうなことじゃなくて、やはり原告側の立場に立って言っている、現に先ほど申しましたように、私にとってはある疑問の点なん

ていうのは、ほんの2文字か3文字で通過していったわけですね、その文書は、検察側の文書は。ああ、やはりそうなのかなという意味で、そういう意味で、バイアスがかかっているという意味で、そんな偉そうな意味じゃありませんから。

○田畑検察官

今の観点で、ちょっと一言よろしいですか。

先ほど②番さんの方が、そもそも調書というものを先に文書として見せていただかないと、質問ができないのじゃないかということをおっしゃられたんですけども、それは、ちょっと私なりの解釈で恐縮なんですけれども、調書を実際に読んでみて、読んでみないと問題意識というのが湧かなくて、いきなりそれを抜きに、じゃ聞いてくれと言われても、何を聞いていいのか分からない。調書でこういうふうに述べていることに関して、これはどういうつもりでこういう話をしているのですか、これは、実際何かちょっとバイアスがかかっているみたいだな、本当はどう思っているのだろうということで、本人にじゃ聞いてみようというような、まさに調書を先に提示されることによって、そういった、何を聞こうかというところの問題意識が形成されてくるという意味で……

○裁判員等経験者②

はい、そのとおりです。

○裁判員等経験者①

私もそう思います。

○司会者（野口裁判官）

③番さんも同じですか。

○裁判員等経験者③

同じです。

○司会者（野口裁判官）

証拠調べの話もう少し伺いたいんですけれども、次の評議の話に移りたいと思います。

評議については、非常に我々関心のあるところなのですが、評議の雰囲気はどうだったとか、あるいは意見を言いにくかったとか、言いやすかったとか、あるいは自分なりに納得して意見を言えたとか、そのあたり、①番さん、いかがですか。

#### ○裁判員等経験者①

公判が始まりまして、裁判所の法廷でやって、1時間とか40分で一つのコマが終わって、裁判長が20分の休憩しますと言って、評議室に帰ってくる。それで、私は最初は、その中、休憩しますよというから、帰ってきたら休憩と思っておったです。そうしたら、あにはからんや、休憩どころじゃなしに、今のあれはどういうこういう、評議の場に変るようになっちゃいまして、私はもう、ない頭ですから、パニックっちゃいまして、それで、ただすぐ帰ってきては、評議、評議で、昼飯の休憩のときにやっと、ちょっとこれで一息できるかというような感じで、1日目、2日目はもちました。

#### ○司会者（野口裁判官）

それは、裁判中の、裁判の……

#### ○裁判員等経験者①

間、間の休憩は、みんな評議含まれましたから、そののあれに、ちょっとパニックっちゃいまして、ついていくのがやっとでした。

それで、最後のほうになって、量刑を決めるのなんかになってくると、もう評議の時間が長いもんですから、裁判の一応公判は終わって、最後の詰めだなという、そのときには、40分なり1時間なりと、どんどん詰め込みで、皆さんで議論するわけですが、その中でちょっと10分間休憩しようかというような感じで、そういったのはよかったんですけども、最初的时候は、ずっといきなりいきなりの、休憩時間、法廷のほうは休憩になっておるんですけども、こっちに帰ってきてからの休憩は一切なしで、評議、評議の連続でしたからね。あれにはちょっと、1日、2日目は、大変でしたね。

○司会者（野口裁判官）

分かりました。貴重なご意見ありがとうございます。

②番さん，いかがですか。

○裁判員等経験者②

やはり評議の期間中で，裁判員裁判というのが実感できました。つまり，裁判官の3人の方が，やはり我々サイドに立った進め方をされましたですね。恐らく，玄人だけの専門の方，裁判官だけの場合には，そういう進行の仕方はしないだろうということが，手に取るように分かりました。つまり，分かりやすいし，私たちの意見を求めながら，事件をだんだんデベロップしていくという，展開していくという，そういうことをなされておるというのは，やはり私たちのことをちゃんと意識していらっしゃるなということが，ひしひしとよく分かりまして，大変肯定的に思いました。

ただ，私は，余り褒めることばかりでは何だと思えますから，そのときにも同じことを言ったんですけれども，少なくとも，ちょっとほかの方々は知りませんが，私が言っているような事柄は，とうに3人の裁判官の方々はお見通しだろうと私は思っておりました。ですから，ちょっとそういう言葉も口にしましたがけれども，そうすると，いやいや，そんなことはありませんよとお世辞を言ってくれましたけれども，例えば，あるものをずっと，事件のデベロップ，整理していくときに，私たちの意見をずっと聞いていくわけですね。意見というか，どういう進行，このとき被告人は何と言ったか，被害者はどうしたかとかということを，ずっと私たちに，いわゆる報告をさせるというような形で進められるんですが，それが先ほど言った，裁判員制度を意識していらっしゃるなということがよく分かったんですが，でもそれは，私たちの意見を聞かずとも，裁判官の3人の方には十分によくお分かりの事柄じゃなかろうかと。それを私たちの口を通して，あるいは筆記していたときの言葉を通して言うことの意義は何なんだろうかなというのを，私は心の中でずっと思っておりました。

私たちに言わせることの意義は何だろうか、それは裁判員制度だから言わせておるのか、もっとほかに意義があるのか。私はどうしてそういうことを言っているのかというと、やはり評議の時間は制限されていますから、私たちの言葉によって、それだけ時間というものが経過していきますので、もっとほかの重要な内容が審議される可能性もあるわけですね。私たちが、私のような者が至らんことをしゃべることによって、時間がその分だけ延びてしまうということもあるわけですから、私の結論は、私たち、裁判員制度というものをにらんだ上での、そういう裁判官の方々のご苦勞が、プロシードの進め方がそうさせていらっしゃるのか、もっとほかに理由があるのかということが、私、大変、好奇心として残りました。

○司会者（野口裁判官）

ちょっと私から、お聞きしたいのですけれども、評議ではおそらく、どのような事件の内容でしたかねというような話をした後で、やはりこれをどう見るかというようなお話を多分すると思うのですけれども、後半のあたりはどうですか。評議の終わりぐらいの話に関しては。

○裁判員等経験者②

ボードに事件をずっと形作って、書いていくんですけれども、そのときの書き方は、私たち裁判員の言葉によって、ずっと、パズルを埋めていくように、ずっと裁判官の方々になされていくんですけれども、そういう形なんですけれどもね。

ただ、その形式を取らないといけないんだろうかという点が、30%ぐらい私にありましたね。70%はその形式でいいと思うんですが、30%は、もし、もう分かり切ったことだったら、裁判官の方も分かっていることだったら、もっとほかの重要なところに時間を割いたほうがいいんじゃないかという印象を、時々持ちました。

○司会者（野口裁判官）

重要なこととは。

○裁判員等経験者②

いや……

○司会者（野口裁判官）

そうですか。分かりました。

③番さん、よろしいですか。お願いします。

○裁判員等経験者③

本当に全部、思います、そういうふうに思います。本当に、裁判官の方が本当にリードしてくださるからこそ、偏りがちになってしまう意見も多々出ますし、そうじゃない話のほうにいくんですけれども、訂正訂正、修正修正で、これに関して話しましょうというふうに引っ張ってくださいましたから、協議ができたよなというふうに思います。

○司会者（野口裁判官）

評議について、飯塚裁判官どうですか。

○飯塚裁判官

②番さんがおっしゃっていた評議の進め方に関する疑問についてですが、②番さんのおっしゃるとおり、まず、裁判員の方々に事件の経過やそれについての意見を話してもらい、それを裁判官がボードに図式化して整理していくという評議の進行をしていました。

ボードに図式化して整理していくという方法を採用したのは、現在の議論の状況を視覚化することで、全員が今、何を議論しなければいけないのかということを共有するために行っていました。

また、この図を作成する上で、裁判員の方々に事件の経過やそれについての意見を話してもらいながら作成していたのは、裁判官が感じたことや思ったことをそのまま書いてしまうと、何も疑問が起きなくなってしまう危険性があるからです。議論をするためには、その前提を正確に理解している必要がありますが、裁判員の方々の記憶を喚起しながら話を進めていくことで、議論の前提の理解を深めていくことを考えていました。



そのほか、評議で心掛けていたのは、議論を深めるために、議論の場面設定をしながら、議論をするようにしていました。有罪や無罪かとか、有罪だとした場合、どのくらいの刑にするのがいいかという大きな場面設定では、議論が拡散してしまい、十分な議論ができなくなると考えたためです。そのため、その場面設定もなるべく小さく設定し、設定された場面設定の中で、裁判員の方々に意見を話してもらい、その意見について、全員で検証するという作業を行っていました。裁判員の方々に、自分の常識、社会経験をもって、おかしいとか、そのとおりだとか、こういう考え方もあるのではないかという議論をしてもらいたいと考えていました。

しかし一方で、裁判官が誘導しているような状況もあってはいけないと考えております。裁判官が場面設定を行っていくと、裁判官が誘導しているのではないかと印象を持たれることもあるのではないかと危惧しております。そこで、おたずねしたいのは、評議の進行について、裁判官が誘導しているような印象を持たれたりしなかったでしょうか。

○司会者（野口裁判官）

①番さん、お願いします。

○裁判員等経験者①

評議で、裁判員の方がどんどんやられる中、今やっておる公判の審理が終わってから、すぐ休憩の中に評議をするんですけれども、そのときに、やはり、やっている、実際のことを見たり聞いたりするのを、書くということは大切だなと思ひましてね。最初書かなんだりすると、意見を求められても、人間、覚えてる、10分前のことでも20分前のことでも、覚えておる、人間覚えておる、私らの年になりますと、余りいないんです。だから、やはり、かいつまんだところをばんばんばんばんメモ用紙に書いて、それで参加して、やっとなついていけるという感じがしましたですね。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

②番さん、飯塚裁判官が言われたあたりについてはいかがですか。

○裁判員等経験者②

まず、前提として、3人の方の進行の仕方には感服いたしました。本当に感服いたしました。

ただ、誘導というお話、そういう印象を例えば持たれたかという、誘導というような印象は全然持ちませんでした。しかし、やはり人間ですから、私のような凡人は、ある一定方向に審理が流れていますと、それにさお差すような意見を言うことは、やはりできないですね。どうぞ自由な意見をおっしゃってくださいと、裁判長はおっしゃいましたけれども、やはり自己抑制をしますね。

なぜかと言われても、やはりここでは言うべきではないなということが、自分の中にありますね。ですから、そういう意味で、自分の意見を殺すというところは何回かありましたですね。まあ、殺すはちょっと大げさですね、余り、ちょっと控えるということはありませんでしたね。この方向で今進んでいるときに、こっちからの質問、審理の仕方というものは、やはり慎むべきだという、自己に対する抑制をしたということはありませんね。

○司会者（野口裁判官）

③番さん、いかがですか。

○裁判員等経験者③

誘導という感じは毛頭感じませんでした。すごく分かりやすく、質問があるからこそ言葉が出るものですから、ありがたく思いました。

○飯塚裁判官

バイアスという話が先ほど出ていましたけれども、皆さんに、公平を心掛けて、予断・偏見は持たないよう心掛けてもらうように進めていかなければならないと、これは進行においては、絶対のルールではないかと考えて、そのような進行を心掛けていたつもりですけれども、その点はどう思われましたか。

○裁判員等経験者②

ですから、その表れとして、やはり自己抑制が必要だと思いますね、やはり。やはり公平・中立な、ワン・オブ・ゼムというか、自分一人だけの意見というのは、やはり、ある意味で自分のバイアスがかかっているだろうということを、自分の中で判断をするときに、偉そうに言うとして、やはり控えるということが、やはり公平・中立にやらないといけないなという精神の一つじゃないかとは思いうんですけれども。

だから、その分だけ、やはり意見を言わなかったという点は、裁判が終わった後で、数日間は、言わなかったなという思いがあるということ为先ほど述べただけですね。

○司会者（野口裁判官）

自己抑制というのは、むしろ、本当に自分の意見をここで言っているのかということ、非常に慎重に考えたということですか。

○裁判員等経験者②

そうですね、ほかの方々もみんなそうだと思うんですけども、特に最初言いましたように、争っていない事実の中に、私は、かなり重要なポイントが入っておる、でも、それを今ここで裁判官の方に質問するというのは控えるべきではないかというのが、具体的な私の自己抑制という意味ですね。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

ちょっと話は変わるのですが、そうやって裁判が終わった後、守秘義務、裁判が終わった後は守秘義務の問題なんです、守秘義務ということについてどう受け止めておられるかというのも、ちょっとお聞きしてみたいんです。

一つは、そういう義務があるということ自体、重くて大変だと、話してみたいなというような考えなのか、あるいは、やはり守秘義務があるからこそ、評議ができるのだという考え方もありますし、結局皆さん、①番さん、今日も守秘義務について気にしていちゃいますけれども、どのようにお感じになっておられますか。

○裁判員等経験者①

うまく言い表せないんですけども、こちらから、こういうことがあったよ、こういうことがあったよというようなことは、まず、守秘義務にかかるから言いませんけれども、例えば友人とか、今度裁判員に選ばれちゃったよと、何人かに言っておる者から聞かれるわけですね。それ、聞かれるときに、こういうことは言ってもいいんだ、こういうことはというのの選別というのは、今、今日に至るまでもやってきたつもりですけども、口でこうやってしゃべらん限りは、そういったものは流れんわけですから、しゃべらんでいいものはしゃべらんでもええと。だから、逆に、そういう守秘義務のあれで悩むということは、余りなかったですね。

○司会者（野口裁判官）

そうですか。分かりました。

②番さんはいかがですか。

○裁判員等経験者②

まず、私の場合、一言も言っておりません。妻にも言っておりません、今日まで。だから、あなた、何をしに行っているのかと、1週間言われましたけれども、本当にちょっと笑い話だと、休憩時間に話したぐらい、たまたまその日うちの孫が、例えば、学校が休みだったんですかね、何か。で、おじいちゃんはいつもどこに行っているんだろうということで追いかけていった、私、自転車で来ましたので。そうしたら、おじいちゃん、裁判所に入っていったということで、何か悪いことをしているかと、何も言っていないですから。ですから、裁判が終わった後で、言おうかなと思いましたがけれども、言わないまま今日に至っていますけれども。

要するに、今①番さんが言いました、どこまでが守秘義務に当たるのかというのは、私には全然分かりません。本当に分からない。だったら黙るべきではないかというのが、一番、やはり人のうわさというのは、妻を信じて、隣の人は信じられないですから、隣の家の人ですね、どんなに立派な人であっても。ですから、私は、守秘義務というのは課すべきだし、極端に言って、一言も言うべきではないん

じゃないかなと思っておりますけれども、どのように解釈されるか分からないから。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

③番さん、いかがですか。

○裁判員等経験者③

それは夫には言っております。会社を休まなきゃいけませんから、私の上司にも当たりますので、1週間休んで裁判所に行ってきます、選ばれましたんで行ってきますとは言いましたけれども、申し訳ないけれども、初日に、中身は言いませんと、すべて終わったら言うかも分からないけれども、言えませんかねと、それは分かっておると言っていましたので、大丈夫です。つらいことじゃないです。

○司会者（野口裁判官）

分かりました。

守秘義務関係、その他、検察官はいかがですか、ご質問。

○田畑検察官

そうですね……私が裁判員に選ばれるということは、これはないと思うのですが、もし私が選ばれたりしたら、何か自分が悩んでいることについて、何かやはり身内に相談したいとか、そういう欲求にすごく駆られるんじゃないかなということを想像するんですけれども、そういった局面というのは、実際、経験者の方の中ではなかったですか。

○裁判員等経験者①

②番さんは、全然しゃべらないというふうに言われましたでしょう。私は、少なくとも妻と子供にはしゃべっています。通知が来たときにですね、呼出しが来たときに、これこれこうだからということでしゃべりましたし、それから、私は自営業をしておるものですから、カウンターでしゃべるおなじみさんなんかには、こういうのが来ちゃってななんていうので、七、八人にはしゃべる、それ以外は、中学のときの同級生の、よくしゃべるのぐらいしか、あとはしゃべっていないんですけれ

ども、特に娘になんかは、ああ、いいことだが、社会のためになる、いってらっしゃいよなんて、逆に励まされちゃって、娘には。参加させてもらったようなことです。だから、最初に言いましたように、腹を据えてかかりましたですね、今回の場合は。

○司会者（野口裁判官）

同じような。

○裁判員等経験者③

ええ、同じようなことですね。

○司会者（野口裁判官）

房安弁護士、いかがですか。よろしいですか。

それでは、どんどんいろいろなお話をお聞きしたいのですが、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージとか、あるいは、裁判所の裁判の運営についてのご意見というか、こうしたらいいんじゃないかと、こうしてほしかったというようなあたりについて、さらにお聞きできたらなと思いますが、①番さん、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者①

まず、やはり、終わった後には、かなり、どういったらいいんでしょうか、疲労感がありまして、かなりくたびれたというのが、私の正直な、娘や家内に発した言葉ですけれども、ここの裁判所は、意外と評議室からあれがちょっと遠かったもので、それと、冬場のまだ寒いときでしたから、ちょっと、トイレのほうに近いものですから、評議室へ帰るたびにトイレに通ったような具合でして、裁判所の中の構造ですから、どうのこうの言いませんけれども、そういったところ、ちょっと配慮とかが、ちょっときついなというのがありましたけれども。

具体的に言うと、やはり、これは、これから裁判員になられる方に、非常に貴重な経験ですから、これはもう、これから何歳まで生きるか分からんですけれども、生きていく間の過程で、非常にいい経験をしたなというのが、私の率直な思いです。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

②番さん，いかがですか。

○裁判員等経験者②

これからなられる方に対するメッセージというのは，特別ないですけれども，最近ずっと新聞を読んでいますと，ちょっと気になるのは，いい経験，今①番さんもちょっと，違う意味でおっしゃっておられましたけれども，いい経験になるから，裁判員になるというのは，いい経験をするために裁判員になるんじゃなくて，あくまでも審理をするために裁判員になるわけですから，自分のいい経験の糧としての裁判員の経験をすべきだというような，そういうマスコミの報道の仕方は，ちょっと問題じゃないかなと，私，ちょっと思っているんです，ずっと，今回だけじゃなくて，ずっと二，三年前から。

ですから，あくまでも，真実を究めるといえるのか，そのために裁判員というのも，裁判官と同列に置かれているわけですから，余り自分の事柄をサブジェクティブに，主観的に，余り声高に主張をすべきではないんじゃないだろうかと，私はちょっと思います。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

③番さん，お願いします。

○裁判員等経験者③

私も②番さんのおっしゃるように，自分のためじゃなくて，やはり，より真実に近づくために，私たち素人の言葉を取り上げてもらう場所に言葉を発することができるといふ大事な役目で臨んだわけなんで，やはりそこら辺は，選ばれる方もやはり真剣に，任命されたら向かってほしいなと思います。

○司会者（野口裁判官）

③番さんは補充裁判員だったですね。

○裁判員等経験者③

はい，そうです。

○司会者（野口裁判官）

補充裁判員だったということについては，どうですか。裁判員だということと，気持ちの違いとか何かございますか。

○裁判員等経験者③

全く同じように行動していたものですから，発言，一番最後の判決を決めるようなときには，発言はしたらだめだと言われましたので，そのときには何もしゃべることはできなかったですけれども，ほかは全部同じ行動をしていましたし，どなたが一人抜けても，すぐそこに補充される立場だからこそ，抜け目なく聞いていなきゃだめだなという気持ちはありました。

○司会者（野口裁判官）

ありがとうございます。

それでは，ここで休憩をしたいと思います。休憩の後で，今度は司法記者クラブの記者の方からのご質問等の時間を設けたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・（休 憩）・・・・・・・・・・・・・・・・

○司会者（野口裁判官）

それでは，司法記者クラブの記者の皆様からの質疑応答をいただきたいと思います。

まず最初に，幹事社からの代表質問をお願いします。

○司法記者クラブ記者 1

今日はお忙しいところ，ありがとうございます。鳥取司法記者クラブを代表して質問させていただきます。

質問は3点なんですけれども，まず1点目から。



ちょっと、これまでの議論の中で重複する議論もあったと思うんですけども、お伺いします。まず、今回の意見交換会というものに参加されようと思われたきっかけや動機などございましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○裁判員等経験者①

まず動機は、裁判員裁判が終わってから、こういう意見交換会があるということで、それに参加するかどうかと聞かれて、でき得れば出席したいという旨を出しておりました。それで、その中には、裁判員になられた方、補充裁判員、多いから、抽選で漏れる場合もあるから、そのときは了承願うということをおっしゃっていたので、ですけども、私の裁判とまた違った裁判の方が、どうせ出席されるだろうということを思いまして、同じ裁判に携わった者としても、人が違えばとらえ方が違うんじゃないかということで、それも一つの勉強にもなるかと思って、こういう意見交換会に参加させていただきました。

○裁判員等経験者②

もう既に一番最初に言ったんですけども、国民の権利は1回は行使しないといけないということで。でも、2回目はちょっと、これで十分ではなかろうかと思っています。

○司法記者クラブ記者1

裁判自体は、こういうのとは、この意見交換会はまた別だと思うんですけども。

○裁判員等経験者②

いや、私、一応セットと考えておりますけれども。

○裁判員等経験者③

今日の意見交換会は、本当は二、三十人いらっしゃるかなと、実は期待して、みんなに会えるかなと思いながら、楽しみにして伺ったんです。それが率直なところ です。

○司法記者クラブ記者1

それでは、2点目に移らせていただきたいと思います。

2点目なのですが、裁判員を経験する前と、裁判員を経験された今とで、裁判を含めて、司法全体に対する考え、ご理解や考え方というのは、ご変化ございましたでしょうか。もしも変わったと感じられている場合は、その辺は具体的にどういった変化を感じられているか、①番さんからお願いいたします。

#### ○裁判員等経験者①

まず、裁判員候補の名簿に載ってから、よく新聞の社会面を見るようになりました。それで、やたらと裁判員裁判が、全国であちこちありますですね。その判決事例などをよく見るようになりまして、社会面は、大体スポーツ面のほうを重点的に見ているんですけれども、新聞というものは。社会面も時間を割いて見るようになりましてですね、私は。

それから、私なんか、裁判というのは全くのど素人なもんですから、裁判員という事は、自分の知識に身についたものしかしゃべれないですけれども、裁判官の方は優秀な、司法試験を受かって優秀な人ですから、裁判官の方がしゃべることというのは、みな新鮮に映りまして、ああ、こういうこともある、こういうこともあるという、吸収力というか、そういうのが身につきましたですね。

#### ○裁判員等経験者②

司法に対する考え方は変わりませんでした。確認をしました。やはり、私の場合は検察側と弁護側だったですけれども、やはりその人の進め方、戦術というんですか、それが事件の量刑を大きく左右するなということを確認しましたので、その分だけ、本当の真実というのとはちょっと違うんじゃないかなろうかという、今までの私の、読書から得たものを確認いたしました。

#### ○裁判員等経験者③

考えは、司法に対する考えは変わらないです。やはりきちとなさっているなという考えは変わらないです。

#### ○司法記者クラブ記者 1

分かりました。ありがとうございます。

それでは3点目、最後の質問になります。

裁判員を経験して感じた、裁判員制度、制度が施行されて、これで3年になるんですけども、制度そのものへの改善点として、要は問題点として感じられている点や、あるいは、こうしたほうがいいんじゃないかという提言などございましたら、①番さんからお願いいたします。

○裁判員等経験者①

朝、私、倉吉から来ているんですけども、倉吉から車で来て、それで、この中に入ってしまったからは、缶詰というのか、外に一步も出ることなく、ずっと5時頃の終わるまで過ごしたもんですから、そういった、窮屈なということもなかったんですけども、圧迫されたような経験というのはなかったもんですから、その中の議論で、先ほど何回も言っておりますけれども、年寄りにはちょっときつい作業だな、こういうのはというのが率直な意見です。

○司法記者クラブ記者1

分かりました。ありがとうございます。

②番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者②

改善していただきたいというのは、先ほど申しましたように、翌日に法廷に初めて出るようにすべきではなかろうかということが1点あります。

もう一点は、何というんでしょうかね、何という言葉を使っていいのか分かりませんが、最初の段階のときに、抽選の仕方ですね。やはり、会場に出席、断る特別な理由がなければ、やはりやってこないといけないわけですから、それは私の場合、そんなにやりたくなかったですから、たくさんの大人数を見ても、これは間違いなく外れてくれるからいいなと思ったら、一応、私の場合、当たってしまったんですけども、あれが外れていたとしたら、こんなに大人数は必要なのかと、ストックがこんなに本当に、辞退者を含めて必要なのかとということの判断が、ちょっと私には分からないというか、もうちょっと少なくとも、やはりそ

こに出席するためには、いろいろなもろもろの下準備をしておりますから、もう少し絞っていただきたいなという気がいたします。

私の場合、当たってしまいましたから、結果的には、私の言葉は余り役に立たないんですけども。

○司法記者クラブ記者 1

分かりました。ありがとうございます。

それでは③番さん、お願いいたします。

○裁判員等経験者③

そうですね、前のお二方のおっしゃったことを納得しながら聞いているんですけども、でも、年齢のことをおっしゃいましたが、体力的には大変かもしれませんけれども、評議の上では大変貴重な、70歳までの方がいらっしゃらなかったら考えられない意見も、多分たくさんあると思いますし、そのためには、施設をもうちょっとよくしていただきたいということになりますし。

それから、たくさん集まりましたよね。大勢の中で選ばれてしまって、何だか、補充裁判員というような立場で中に入っちゃったんですけども、絶対選ばれないと確信しながら当たっちゃった一人ですけども、皆さん、大概の人が、外れというか、用がなしに帰られたというのは、やはり、もうちょっと絞られたほうがよいかなと私も思いますね。以上です。

○司法記者クラブ記者 1

ありがとうございます。幹事社として、代表質問は以上になります。

○司会者（野口裁判官）

では、代表質問が終了しましたので、次は個別の質疑を行いたいと思います。どうぞ、どなたでも。よろしくお願いします。

○司法記者クラブ記者 2

守秘義務の件で、ちょっと伺いたいんですけども、皆さん、今の守秘義務の制度があるという前提で、その上で特に、さほど問題というか、それは感じないとい

うようなことで言われておりましたけれども、やはり、そもそもこういう守秘義務があること自体、やはりあったほうがいいと思うのか、なくてもいいんじゃないのか、あるいは、今よりももう少し緩和してもいいんじゃないのかとか、あるいはもっと完全に、感想も言っちゃいけないようにしたほうがいいのではないかと、そのあたりにつきまして、今の制度について、守秘義務ですね、どういうふうにお考えかというのを、感じられるところをお聞かせいただきたいんですが、①番の方からお願いします。

#### ○裁判員等経験者①

これを、守秘義務をどうのこうのというのは、最初にいただいた時の書類なんかにも出ておりましたけれども、裁判の審理になって、被害者の方なんかの証言ですかね、証言などありましたけれども、そういうのなんかは、完全にやはり、そっとしておいてあげたいな、言うべきじゃないなと思いましたし、それから、ぺらぺらぺらぺら、何だらかんだらをしゃべるようになると、何かその制度自体が軽く感じるような感じも思いましたもんですから、私自身は。やはりきちっとした、守るべき、しゃべらんでええもんは別にしゃべらないほうがいいなという、要は、前にも言いましたけれども、そんなに頭の中には苦もならないです。

#### ○裁判員等経験者②

私、申しましたように、一切語っていないんですけれども、私は私、語らないということで、自分の務めを果たしたんですけれども、でも、守秘義務そのものは、私は余り意味がないんじゃないかと思っているんです。どうしてかというと、傍聴している人たちがいるわけで、その傍聴している人たちも、大方のところを聞くわけですね。今こうして、しゃべってはいけないというところの守秘義務の内容まで聞いているわけですから、そういうことを考えて、その人たちがしゃべらないという保証はどこにもないわけですから、裁判員の人たちには守秘義務、ここ、ここ、こういうふうな守秘義務、ちょっと非常にボーダーラインがぼやけているんですけれども、何かその辺のところを考えると、守秘義務というのは一体どういう

重要性があるんだろうか、科学的などという重要性があるんだろうかと思うと、余り、じゃ傍聴している人はいいのかというようなことになると、私は余り意義を見出さない、ただ、私個人はしゃべらないという形で、国民の義務を果たすと思っておりますけれども。

○裁判員等経験者③

私もやはり、現状どおりの守秘義務は必要だと思います。やはり、おしゃべりの人も多いですから、ぽろっと出て、やはり傷つけるのは、やはり私たちの責任になってしまうと思いますんで、やはり守らなきゃいけないなと思います。

○司会者（野口裁判官）

よろしいですか。

ほかの方、どうぞ。

○司法記者クラブ記者 3

先ほど②番さんが、これから呼ばれたとしても、出るのは今回だけというようなお話をされたんですけれども、今後、もしかしたら数年後にまた裁判員に登録されて、再度呼出状が来る可能性というのもゼロではないんですが、そういったときに、また今回のように裁判員として参加してみたいかどうか、今の時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

○司会者（野口裁判官）

①番さん、いかがですか。

○裁判員等経験者①

私は、もうパスしたいですね。

○司法記者クラブ記者 3

理由も併せて。

○裁判員等経験者①

理由は、やはり、これは個人的なことをいうと、私はもう20年来の糖尿病を病んでおりまして、その糖尿病がずっと続きまして、それで、4月にもこういう意見

交換会というのがありまして、私、出席する予定になっておりました。そうしたら、4日ほど前に急性心筋梗塞やっちゃいましてね。というのは、糖尿病から血管がやはりもろくなってきて、そういった形で、心筋梗塞に発展したもので、体力的にやはり、今後2年、3年というのは、先には大分落ちておると思いますもんで、裁判員裁判は、これが最初で最後にしたいと思っております。体力的にもちません。

○裁判員等経験者②

私も、1回務めることで十分ではないかと思っておりますので、二度目の、万が一、確率はもうないと思いますから、万が一のときにもお断りします。

○裁判員等経験者③

次当たりましたら、どうでしょう、仕事が忙しくなかったら来ます。

○司法記者クラブ記者3

参加するというのは、何か理由がありますか。

○裁判員等経験者③

もうちょっと知りたいというか、事件が、いろいろ事件がありますけれども、やはりもうちょっと入り込んでみたい気持ちがあります。何か意見を言いたいというのか、そのことに、事件に関してですね。もし呼ばれば来ます。

○司法記者クラブ記者3

ありがとうございます。

○司会者（野口裁判官）

ほかの方、ご質問はいかがですか。

○司法記者クラブ記者1

2点お伺いしたんですけれども、裁判員、全員の方が初めての経験だったという中で、今振り返ってみて、あのときもう少しこうしておけばよかったとか、少し判断、みんなに流されてしまったとか、それぞれあると思うんですが、今として、もしも反省点のようなものがあったらお聞かせ願いたいということと、あと、全国では、裁判員の経験者の方が自主的に集まって、意見交換会みたいなことをされてい

る箇所もあるみたいなんですけれども、もしも鳥取でそういった機会、要はこういう裁判所主催ではなくて、自主的に集まって意見を交換し合うという場があったら参加してみたいかどうか、その2点、お聞かせください。

○裁判員等経験者①

反省点というのは、ちょこちょこあるんですけれども、やはり私自身の知識のなさというのが、まず大きなネックになりまして、それで、例えばこれこれの、審理の中で質問しようと思って、帰ってきてから、質問はないかと言われるんですけれども、ああ、そんな質問してもええじゃろうか、ちょっと軽いな、この質問はというようなことが頭をよぎっちゃったようなところがありまして、やはり勉強不足でもあるけれども、知識不足というのが否めないから、しゃべるにしゃべれないというのが反省点でありました。

それから、ほかの県で、例えば中国ブロックなんかで、こういう意見交換会に参加というようなことになると、やはり、ここの鳥取県内だけのこういった、マイカーで来れるぐらいのこういう具合だったら、出させてもらえるけれども、ほかのほうになると、ちょっと遠慮したいなとは思っております、個人的には。

○司法記者クラブ記者1

どうしてそれは……

○裁判員等経験者①

というのは、ほかの人の、違う裁判の例も聞いてみたいのはやまやまですけれども、やはり、まず体力のほう、やはり、日帰りで通える程度の行程の参加に努めたいと思いますので。体力的なものが一番大きなネックです。

○司法記者クラブ記者1

分かりました。ありがとうございます。

○裁判員等経験者②

まず2番目のほうに関しては、出席はしません。理由は、余り表に出たくないという性格があるんですが、文書という形で十分に、こういう席に出なくても、文書



という形で、私は国民の義務を果たせるんじゃないかと思っておりますので、出ないということです。

第1点に関しては、量刑を決めるときに、やはり過去の事例というものが出されるわけですが、その過去の事例が出されることは全然構わないんですけども、何というんでしょうか、その過去の事例そのものの中に、私の価値判断とは違うものがちょっとあったわけですね。そうしますと、過去の事例がそもそも事例にならないわけですね、私にとっては。

ですから、でもやはり、①番さんがおっしゃいましたように、やはり無力ですから、無知ですから、やはりその異議を言うことはなかなか難しいですね。しかも、ある程度、審理の評議の時間を取ってしまいますから、邪魔することになりますので。ですから、過去の事例そのものを出すことの是非じゃなくて、事例そのものの中にある価値判断が正しいのかどうかという疑問がちょっと私にありました。それを、できれば質問したかったというのが反省点ですね。

#### ○裁判員等経験者③

反省点は、自分の意見をもう少し、勇気を出して言えばよかったかなという反省点はあります。でも、結果として、判決ですかね、判決は望んだ判決になったので、私はよかったと思っております。

それから、意見交換会があれば、日程さえ合えば出席すると思います。以上です。

#### ○司法記者クラブ記者1

それは、ほかの裁判を経験された方と意見を交換する場というのは、興味があるということですか。

#### ○裁判員等経験者③

興味あります、はい。

#### ○司法記者クラブ記者1

ありがとうございます。

#### ○司会者（野口裁判官）

ほかに記者の方からご質問ありませんか。

○司法記者クラブ記者 4

②番さんにお伺いしたいんですけれども、評議の中で、なかなか質問ができなかったと、あるいは、一つ疑問を持っていたも、なかなか言えない様子だったというふうにおっしゃっておられたんですけれども、今後、次回の評議をどんどん進めていく上で、どのように改善してほしい、いただきたいとか、今後に向けての課題、その点のところをちょっと、求められるところを伺いたいと思います。

○裁判員等経験者②

まず、最初の言葉のところの、言えなかったという、そういう、止められたということでは全然ありません。先ほど申しましたように、自分の中で、ここはやはり抑制すべきだという自己ブレーキをかけたという意味です。裁判官の方々による抑圧とか、そういうものは一切感じませんでした。そこはまず、最初に言っておきたいと思います、これはリップサービスではなくて。

やはり自分の中で、ここは、今この路線においては言うてはいけないんだということ、これは私だけじゃなくて、全体的に私は感じました、今回、ほかの方々の中にもですね。それはやはり、申しましたように、客観的中立であろうとする態度の表れではないかと私は思っておりますけれども。

○司会者（野口裁判官）

ほかの方、ご質問はいかがですか。特にないですかね。そうしますと、質疑応答を終わりたいと思います。

こうやって直接にお話をお聞きして、本当によかったと思います。裁判員制度をどのようによりよくしていこうかということを、ずっと我々、いろいろと考えているところなんですけれども、こうやって直接にお話をお聞きして、実際にされたご感想をお聞きすると、説得力あるというか、非常に考えさせられるところが本当に多かったです。

今日お聞きしたことを我々、貴重なご意見として、大いに参考にさせていただき

たいと思っております。

以上をもちまして、本日の意見交換会を終了したいと思います。長い時間、本当にありがとうございました。